

(第4条第1項関係)

### 合併処理浄化槽補助金額

人槽区分	浄化槽区分	(新築) 限度額		
5～6人槽	合併処理浄化槽	230,000円		
	高度処理型・構造例示型	430,000円		
7～8人槽	合併処理浄化槽	320,000円		
	高度処理型・構造例示型	550,000円		
9～10人槽	合併処理浄化槽	460,000円	集合住宅上限額	
	高度処理型・構造例示型	690,000円		
11～15人槽	高度処理型・構造例示型・ 合併処理浄化槽	743,000円		
16～20人槽		939,000円		
21～25人槽		1,205,000円		
26～30人槽		1,472,000円		
31～40人槽		1,754,000円		
41～50人槽		2,037,000円		
51人槽～		2,326,000円に浄化槽の人槽 の數に1万円を乗じて得た額 を加算した額		

高度処理型浄化槽:放流水のBOD及び全窒素(T-N)が10mg/l(日間平均値)以下の浄化槽

構造例示型浄化槽:昭和55年建設省告示第1292号に定められた合併処理浄化槽

既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽からの転換加算額

(第4条第2項関係)

転換区分	費用区分	限度額
単独処理浄化槽からの転換	既存設備の処分に要する費用	120,000円
	配管設置工事に要する費用	300,000円
くみ取り便槽からの転換	既存設備の処分に要する費用	90,000円
	配管設置工事に要する費用	300,000円

#### ※ 補助金対象とならないもの

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を賃借している者であって、賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 町が指定する浄化槽設置工事指定業者により施工しない者(50人槽以下の浄化槽を設置する場合に限る。)
- (4) 一般社団法人大木町合併処理浄化槽維持管理協会へ加入しない者(一般家庭用浄化槽を設置する場合に限る。)
- (5) 販売目的で浄化槽を設置する者(転換の場合を含む。)
- (6) 既存の浄化槽を廃して新たに浄化槽を設置する者。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
  - ア 災害等により被害を受け、既存の浄化槽が使用できなくなったとき。
  - イ 家屋の建替え、増築に伴い浄化槽を設置するとき
  - ウ 破損、故障等の原因による、機能低下により公共用水域の水質悪化の恐れがあるとき。
- (7) 公共事業に伴う浄化槽の移転補償を受けようとする者又は受けている者
- (8) 当該事業について、国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けようとする者又は受けている者
- (9) 補助金の交付決定前に浄化槽工事に着手した者
- (10) 町税を滞納している者